

八雲町障がい者マーク等配布事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、障がい者マーク等の配布により、障がい者等が周囲からの配慮や支援を受けやすい環境を整え、もって障がい者等が地域生活を送るうえで生じる社会的障壁を除去することを目的とする。

【解説】 この事業の目的について規定しています。

（障がい者マーク等）

第2条 本事業により配布する障がい者マーク等は、次の各号に掲げる物とする。

- （1） ヘルプマーク
- （2） ヘルプカード

【解説】 この事業により配布する障がい者マーク等の種類について規定しています。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者
- （2） 「療育手帳制度について（昭和48年9月27日、発児第156号、厚生事務次官通知）」に基づき療育手帳の交付を受けた者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- （4） 障害者総合支援法施行令第1条の規定に基づく指定難病患者であることを診断書等により町が確認できる者
- （5） 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に基づく母子健康手帳の交付を受けた者のうち妊娠中である者

【解説】 この事業により障がい者マーク等を配布する対象者について規定しています。なお、第4号の「指定難病」は、平成30年1月1日現在、358疾病あります。

（交付等の申請）

第4条 障がい者マーク等の交付を希望する者は、八雲町障がい者マーク等交付等申請書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

【解説】 障がい者マーク等の交付を受けるためには、申請をする必要があること及び申請書の様式について定めています。

(交付等の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、交付の可否をすみやかに決定するものとする。

【解説】申請があった場合に速やかに決定することを定めています。

2 町長は、前項の規定により交付することを決定したときは、申請者に対し、八雲町障がい者マーク等交付決定通知書(様式第2号)および障がい者マーク等を交付するものとする。

【解説】交付することを決定するときの手続きについて定めています。

3 町長は、第1項の規定により申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、八雲町障がい者マーク等却下決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

【解説】申請を却下することを決定するときの手続きについて定めています。なお、却下が想定される申請としては、対象者に該当しない方からの申請、ヘルプマークの5年以内の再交付などです。

(再交付)

第6条 再交付に関する申請及び決定は、前2条の規定を準用する。

【解説】再交付の場合も、第4条及び第5条と同じ手続きとなることを規定しています。

2 ヘルプマークは、直近の交付又は再交付から起算して5年以上経過し、且つ、汚損・破損・紛失した場合のみ再交付するものとする。

【解説】ヘルプマークについて、5年経過し、汚損・破損・紛失しなければ再交付しないことを定めています。なお、ヘルプカードの再交付までの期間は特に定めていません。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】この要綱を運用するうえで、必要な事項を定めることの委任について規定しています。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【解説】 この要綱を施行する日を定めています。